

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9714

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 5 日	支出額	2,295 円
項目	事務費	充当額	2,065 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	灯油代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9714

(2/2)

EneJet

納品書(領収書)

加藤石油株式会社
春日部SASS
埼玉県春日部市増田新田387
TEL:048-731-5300
登録番号:11030001063777
2026/03/05(木)14:44

JCB カード 加藤
XXXXXXXXXXXX 228757 IC 様
売上 JCB
灯油
810000 ¥2295
18.81L @122.0 L-9 N-47

小計 ¥2,295
(10%対象 ¥2,295
内消費税 ¥209)
合計 ¥2,295
承認No. 0165821
支払方法 一括
事前OK
端末処理通番 19318
JCB Credit
A0000000651010
***** dポイントカード*****
dポイント:XXXXXXXXXXXX
ポイント処理通番:19005245
dポイント:基本P 9P
特別P 0P
今回計 9P
利用dポイント 0P
利用可能dポイント P
今回ポイントが反映されるまで、
お時間を頂く場合がございます。
※本書保管上のお願い!!
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

Carディーラー運営 春日部SA
正しい知識と技術で整備致します
車検他自動車保険も扱っております
No.5290 担当:9997
POS番号01
2026/03/05

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9715

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 5 日	支出額	4,980 円
項目	事務費	充当額	4,482 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所 飲料水代として 2026 ー 3 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

三才社

領收書No. 040472

編號: T3310001005550

商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)	税区分
富士山の天然水2本	2	¥2,491-	¥4,980-	8%
<以下余白>				
		税区分	金額(税込)	消費税
		(10%対象)	¥0-	¥0
		(8%対象)	¥4,980-	¥369
		非課税	¥0-	¥0
		不課税	¥0-	¥0

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9723

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	5,803 円
項目	事務費	充当額	4,642 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー料金 1 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

埼玉県議会議員 保谷たけし

請求書

発行日：2026年02月03日
請求書番号：860202-0233158

今回ご請求額 5,803円

富士フイルムビジネスインベーションジャパン



毎度お引立をありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、都道府県、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ番号： 電話：0120-069-860

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼を
WEBで受付しています。“JMFAQ”で検索するとアクセスいた
だけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu>

登録番号：T1011101015050

お支払約束手日	2026年03月06日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	支店
預金種目/口座番号	普通預金 ****
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より 引落しさせていただきます。

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 通 品 N O	枚数/数量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
トータルサービス料金	2026/01/01-2026/01/31				5276
1 黒モニター	17221 以上	17	3.00	51	
2 フルカラー	17221 以上	203	25.00	5225	
3 ご使用台数		220			
4					
5					
6 【代金/料金合計】					5276
7 【消費税および地方消費税(10%)】					527
8 【今回ご請求額】					5803
9					
10 ※ご利用機種/機種番号:DocuCentre-VI C2264 CPFS-47 221876					
11 今回 前回 (テスト) (ミス)	2026/01/01-2026/01/31				
12 1 (20304) (20286) (0) (1)	設置先: 埼玉県議会議員 保谷たけし				
13 2					
14 3 (15851) (15739) (0) (3)					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

12221 01308

A_012122

31 0210 0C9

0000 510 1000 0000 10705000

3 1 備考:

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9724

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	36,878 円
項目	事務費	充当額	33,190 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	2 月分		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	08-03-06	15:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥36,768	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		↓ C 認証
		(硬 貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
埼玉りそな銀行
さくらそう支店
普通 1491391
カ) アスマリース様

ヒカ「ツヤマトオルセイムカット」ウツ「ムシヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060038

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

東山徹 政務活動事務所

御中

請求明細書

請求締切日 2026年 2月28日
発行日 2026年 3月 2日
支払日 2026年 3月31日

請求No. 178789621001
入債事務所 7355-0014 埼玉県入間市吉井2-1-1
TEL 04-2934-4288 FAX 04-2934-1405
代表者 〇〇〇〇

毎度御引立てに際し厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

前回ご請求額	当月ご入金額	繰越額	当月ご請求額	消費税率	当月ご請求額	合計ご請求額
〇	〇	32,425	3,343	3.343	36,768	36,768

区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 自 至	停止	日数	数量	単位	単価	金額	税率
1 事務所											
貸出	3in1複合機	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	7,500	7,500
貸出	留守番電話機 子機1台付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	2,000	2,000
貸出	ソファ 3人用	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	9,500	9,500
貸出	片袖机W1200鍵付	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	2 台	月極	550	1,100
貸出	打合せテーブル1200×750	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	4 台	月極	600	2,400
貸出	肘付回転椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	2 台	月極	350	700
貸出	折畳椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	10 台	月極	120	1,200
貸出	書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	300	300
貸出	カウンター書庫 W900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	700	700
貸出	パーテーション900×1900	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	4 台	月極	1,200	4,800
貸出	冷蔵庫86〜100リットル	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	1,500	1,500
貸出	消火器10号	01727605 24/ 4/ 1	継続 *	2/ 1	2/28		28	1 台	月極	450	450
合 計											

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 14-0300-0102-6748

東山徹 政務活動事務所

御中

請求明細書

請求開始日 2026年 2月28日
発行日 2026年 3月 2日

株式会社 東リ

人間質集所

請求No. 17878962001
補償No.



区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 日 年	休止	日数	数量	単位	単価	金額	消費
販売	コ-サウナ料 モノ	05051657					167	回	5	835	
		26/ 2/ 9					20	回	22	440	
販売	コ-サウナ料 7117-	02081857									
	< 消費税 >	26/ 2/ 9								3,340	
	課税対象額	33,426 X	10%								
										合計	36,768

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条 (総則)
第2条 (個別契約)
第3条 (レンタル期間)
第4条 (契約期間)
第5条 (レンタル料等)
第6条 (基本管理料)
第7条 (ヤードフェイサーサービス料)
第8条 (支払期日)
第9条 (保証金)
第10条 (物件の引渡し、免責)
第11条 (物件の検収)
第12条 (損害賠償の制限)
第13条 (物件の保守・管理、月次点検)
第14条 (物件の検査)
第15条 (禁止事項)
第16条 (環境汚染物質下での使用禁止)
第17条 (通知義務)
第18条 (個別契約終了時の措置、物件の返還)
第19条 (物件についての損害賠償)
第20条 (反社会的勢力等への対応)
第21条 (不返還となった場合の損害賠償・措置)
第22条 (個人情報保護の利用目的)
第23条 (個人情報保護の登録、利用の同意)
第24条 (契約解除)
第25条 (契約解除の措置)
第26条 (中途解約)
第27条 (解約損害金)
第28条 (秘密の保持)
第29条 (損害賠償人)
第30条 (情報提供義務)
第31条 (公正証書)
第32条 (専断的合意管轄)
第33条 (駐車違反の場合の処置等)
第34条 (マシーンコントロール/マシーングайдランス (MC/MG機能の提供の停止等))
第35条 (補則)

第1条 (総則)

- 1 建設機械、(以下「建設機械等」という。)レンタル基本契約(以下「本契約」という。)は、賃借人を甲、貸貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス(以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。

第2条 (個別契約)

- 1 各物件のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条 (レンタル期間)

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返還日(レンタル終了日)までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条 (レンタル料等)

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等(以下「レンタル料等」という。)を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月 定 日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・定・翌々月】 定 日（金租期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもちてレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件收受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡し不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行われること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに設置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。

- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 代表者を変更したとき

(4) 事業の内容に重要な変更があったとき

(5) レンタル期間中の物件につき、第三者から差押執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、無知無能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の露の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら搬出しまたは引受けたり手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
 - 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害がある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確認する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または所轄のいかにかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の措置等）

- 1 レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る反則金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期限内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシニングайдランス（MC/MG機能の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地災、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

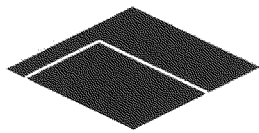
2024年 7 月 / 日

貸貸人 (乙) 住所 埼玉県入間市新久137-1
株式会社 東リース
代表取締役 黒米 清

貸借人 (甲) 住所 [Redacted]
氏名 東山 徹

連帯保証人 (丙) 住所
氏名

連帯保証人 (丁) 住所
氏名



株式会社 東リース

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9725

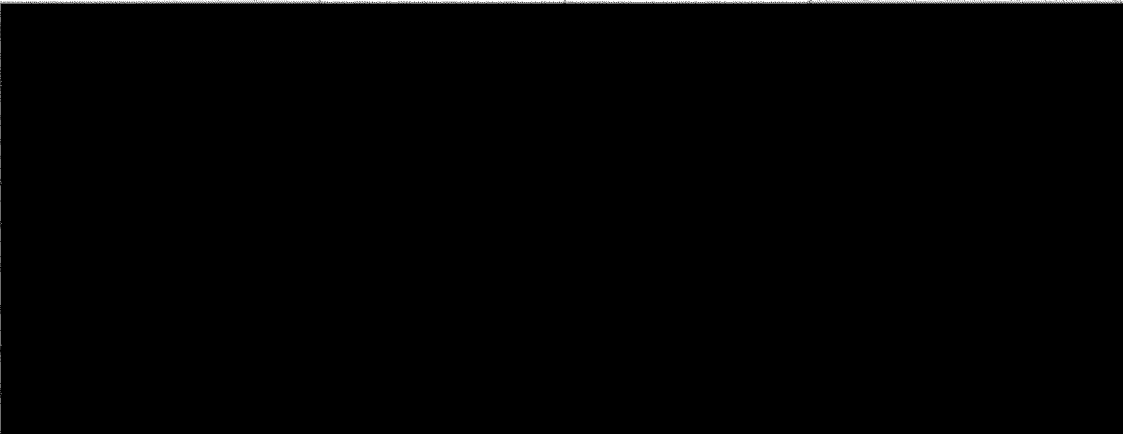
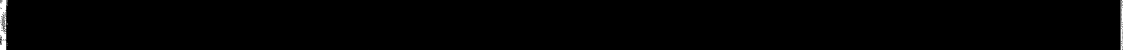
(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	1,713 円
項目	事務費	充当額	1,541 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ガス代 2 月分		
備考	鈴木正人		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9725

(2/2)

			
08-03-06	振替	*1,713	SMBC(カメイ)
			

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、振替欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

6

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9726

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	40,314 円
項目	事務費	充当額	20,157 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	コピー機 スマートチャージカウンター料 R7, 1 2 月分。R 8、1 月、2 月分。		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9726

(2/2)

領 収 証									
No. 96359									
8年 3月 6日									
飯塚俊彦 様									
金 額									
¥ 40314									
(内、消費税及び地方消費税)									
但 北口カレー粉(2025.12.26.1.2月分)									
上記金額正に領収致し									
 株式会社 雄飛堂									
代表取締役 中 田 弘 明									
〒330-0841 本 社 さいたま市大宮区東町1丁目54番地									
〒360-0024 熊谷支店 熊谷市閑屋町3丁目1番16号									
登録番号:T20300001008715									
金額訂正ならびに取扱印なきものは無効									

内訳

現金	✓
小切手	/
手形	/

担当者印



領収金額が5万円未満の場合
100万円以下 200円
100万円～200万円以下 400円
200万円～500万円以下 800円
500万円～1000万円以下 1千円
1000万円～1千万円以下 2千円
1千万円～2千万円以下 4千円
2千万円～5千万円以下 8千円

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9727

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	3,979 円
項目	事務費	充当額	3,581 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品代（事務所用・コピー用紙 A4）		
備考	領収書計（7504 円）のうち、コピー用紙代 3618 円（税抜）を 充当します。		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9727

(2/3)

振込金票兼受領証

ご送附人 商標 政通		様
ご請求番号 010087483402		
受領金額	7,504	円
(内消費税)	622	円
手数料		円
受取人 (株)大塚商会		
受領印		

CVS 取扱い 銀行 印 6.3.06

収入印紙貼付欄

(CVS取扱・銀行 印 6.3.06) 印紙貼付欄

政務活動費 領収書等貼付用紙

9727

(3/3)

請求書

〒336-0932
埼玉県さいたま市緑区大字中尾270
1F

高橋 政雄 御中



010087483402

2101 0001-0002 0001-0001 01 164102 090802# 1 000000

2026年 2月27日発行 ページ 1 / 1
 株式会社 大塚商会
お客様コード 請求 No
010087483402
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町
1-195-1 大宮ソラミテK O Z
お問合せ先：北関東営業部 業務課
Tel 048-658-6907 Fax 048-658-6951
[SC : 387144]
登録番号T1010001012983
2026年 2月末日締 2026年 3月25日お支払予定
毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りに請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座をお願い致します。
銀行名： みずほ銀行 (0001)
店舗名： 大宮 (447)
口座： 当座預金 0002120
名義人： 株式会社大塚商会
* 国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高
(内消費税等：)

日付	伝票番号	品名・規格	数量	単価	金額
***** [消費税区分] [本体金額] [消費税額] 課税(軽減) 8%  円 課税 10%  円 <合計>  円 *****					
					
2/20	TM40987333 3267950	PPC Paper Type FW A4 1箱(5000枚:500枚x10冊) ■課税対象合計 3,618円 消費税等 10%	1	3618	3618
合計					

#-56101-SM-O -FR-NO-T0-000000-00000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9728

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	15,779 円
項目	事務費	充当額	7,889 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	事務用品（コピー用紙、名刺カード		
備考	埼玉県議会議員自由民主党議員団 小島信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9728

(2/2)

[Redacted]			
08-03-06	振替	*15,779	SMBC(リソウカカ"ク
[Redacted]			
お支払可能な時刻は小引手等の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。 この本通帳の下記項目における金額・残高の単位について 〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高 外貨普通預金の場合、通帳残高し票に記載された通貨単位となります。 その他の預金の場合は、円単位となります。			

2026年01月31日 締切

200

339-0074
埼玉県さいたま市岩槻区本宿298-5

東京弁護士会 自由党議員団 小島信昭事務所

御中



004215 - 002108#

理想科学工業株式会社

さいたま営業所
〒330-0812
さいたま市大宮区国分4-13
金岡ビル1・2F

お問合せ電話番号 048-649-6223
登録番号 T9010401031452

請求書

(口座振替のお知らせ)

毎度有り難うございます。下記の通り御請求申し上げます。

当月お買上高	消費税等			
14,345	1,434			

本応募はインボイス（適格請求書）となりますので大切に保存ください。

3月6日 □座振替額	15,779
---------------	--------

	计税金额	税额
10%对象	14,345	1.43
8%对象(軽減)	0	
8%对象	0	

※は経過税率対象品目です

[illegible]

【備考】

【備考】
 今回のお取引期間は、2026年1月1日～2026年1月31日です。
 振替契約金融機関 埼玉りそな銀行 〇〇支店
 口座振替額を振替予定日の前日迄に契約金融機関へ御用意下さるようお願い申し上げます。

頁	計	14,345
---	---	--------

社用コード 0003066869

万一、請求書と行き違いにお支払いいただきました際は悪しからずご了承下さい。
明細行ごとの消費税は参考税額です。

11020 2026/01/30

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9729

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	11,838 円
項目	事務費	充当額	4,159 円
細目	事務費	按分率	
摘要	事務所電話代・インターネット接続料・プロバイダー料金		
備考	電報料 3520 円除く 按分 2 分の 1		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9729

(2/2)

電話料金等払込受領証

東日本ご利用分

ご請求先氏名
永瀬秀樹事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2026年 2月ご請求分

金額(円)
¥11,838-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3330111

領 収 目 附 印

58412
26.3.06
川口樹モール②
ファミリーマート

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しくたさい。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

お客様電話番号 BILLING NUMBER	048-228-7500	請求年月 MONTH OF ISSUE	2026年 2月ご請求分
---------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX	
◆048-228-7500 ◇NTT東日本ご利用分	10,377	3,450	フレッツ光利用料 (Nマンション1B)	1月 1日～ 1月31日: お客さま1D	合 算
	1,500	ひかり電話A (エース) 基本料	1月 1日～ 1月31日		合 算
	450	ひかり電話対応機器使用料	1月 1日～ 1月31日		合 算
	400	複数チャネル使用料	1月 1日～ 1月31日		合 算
	100	追加番号使用料	1月 1日～ 1月31日		合 算
	48	ひかり電話 (通話料)	1月 1日～ 1月31日 翌月への繰越額は480円です。		合 算
	-48	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	1月 1日～ 1月31日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。		合 算
	128	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	1月 1日～ 1月31日		合 算
	6	電話ユニバーサルサービス料他	1月 1日～ 1月31日 2番号分のこの請求となります。		合 算
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。		合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。		合 算
	943	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%		
◇NTT東日本 (小計)	10,377	10,377	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分	1,461	1,461	OCN光withフレッツ利用料等	* 契約番号	非対象

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	048-228-7500	請求年月 MONTH OF ISSUE	2026年 2月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内 訳 項 目 金 額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内 訳 金 額 (円) AMOUNT (YEN)	請 求 内 訳 等 詳 細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 区 分 TAX
◇合計 11,838	11,838	ドコモビジネス (IDNTTコム) ご利用分。 合計 ＜NTTファイナンスからのお知らせ＞ ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9730

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	2,970 円
項目	事務費	充当額	2,673 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IT 環境運用保守料		
備考	「口座名義：横川雅也」		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9730

(2/3)

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差
08-03-06	.振替	*2,970	SMBC(フジ"フィルム	

政務活動費 領収書等貼付用紙

(3/3)

請 求 書

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン

今回ご請求額 2,970円

新聞合本番号: [REDACTED] 電話: 0120-059-860

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼をWEBで受付しています。“JMFQA”で検索するとアクセスいただけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu>

登録番号：T1011101015050

[illegible]

科目/項目/品名	期間/発品NO	数量/数量	単価	小計(円)	合計
「あんしんSPIIT」(ベーシック)	2028/01/01-2028/01/31				2700
【代金/料金合計】					2700
消費税および地方消費税【10%】					270
【今回ご請求額】					2970

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9731

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	550 円
項目	事務費	充当額	550 円
細目	事務費	按分率	
摘要	政務資料郵送代		
備考	吉良英敏		

セブン-イレブン
幸手惣新田店
埼玉県幸手市惣新田 7 3 3

電話：0480-48-2503 レジ#1

事業者登録番号T1030001033813
2026年03月06日(金) 16:19 責124

領 収 書

110円切手

@110x 5 550非

小 計 (非課税) ￥550

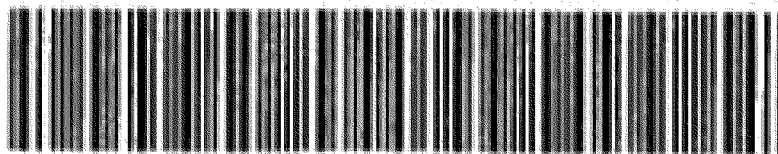
合 計 ￥550

お 預 り ￥1,000

お 釣 ￥450

お買上明細は上記のとおりです。

伝票番号 260-306-167-0199



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9732

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	110 円
項目	事務費	充当額	110 円
細目	事務費	按分率	
摘要	政務資料郵送代		
備考	吉良英敏		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9732

(2/2)

領収書

様

[証紙切手引受]		
第一種定形		27.0g
@110	1通	¥110
小 計		¥110
郵便物引受合計通数		1通
課税計(10%)		¥110
(内消費税等(10%))		¥10
非課税計		¥0
合計		¥110
お預り クレジット		¥110



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2026年 3月 6日 15:22
発行No. 260306A0160 端N01箱70
連絡先：埼玉県庁内郵便局
TEL:048-822-5408

クレジット売上票

加盟店名 MERCHANT
ニッポン
TEL 048-822-5408
端末番号 TERM No
71134-620-45571
ご利用日 DATE
2026/03/06 15:22:05
会員番号 ACCT #
**** IC
カード会社 CARDCOMPANY
AMEX CARD
承認番号 APP CODE 0860264
処理通番 TRAN No 0215872

取引内容 売上 TRAN TYPE	支払区分 一括 PMT TYPE	取扱区分 110
伝票番号 00697 SLIP No	有効期限 XX/XX EXP DATE	商品区分 990 COM CODE

合計金額 ¥110

VALUED CUSTOMER 様

ARC 00 ATC 00607 No 00
AID A000000025010801
AMEX

ご利用ありがとうございました
またのご来店をお待ちしております
お客様控え

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9733

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	14,949 円
項目	事務費	充当額	13,454 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	備品 サーモカップ		
備考	No. 281 14509+440〔振込手数料〕=14949 埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10404	08-03-06	16:36	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥14,509	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		↓ 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
万円 千円 千円 円			
お振込明細またはご案内			
お受取人	三井住友銀行		
	三田通支店		
	当座 6662104		
ご依頼人	キムラヨウキ (カ様)		
	シ"ミソトウケンキ"タ"ソチヨウ様		
	電話番号 048-824-3297		
取扱番号 500007			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

発行日 26 年 03 月 03 日
 〒106-0041
 東京都港区麻布台 2-4-2

登錄符號 T6-0104-0100-7827

木村容器株式会社

Tel 03-3568-2117 Fax 03-6277-8744

担当者

26 年 02 月 28 日締切分

前回御請求額	御入金額	差引繰越金額	今回売上金額	返品・値引額	消費税額	当月御請求額	今回御請求額
0	0	0	13190	0	1319	14509	14509

日付	伝票番号	区分	税区	商品名・規格	数量	単位	単価	売上金額	入金額	備考
26/02/10	165177	直送売上		TC-10 (A-250) ムジ	1000	個	1319	13190		
				【備考】 賦納 期平賦議会 自民党 校支	24					13,190
				<<10% 対象金額>>				13190		
				<<10% 消費税額>>				1319		
				<< 8% 対象金額>>				0		
				<< 8% 消費税額>>				0		

お振込みの場合は、以下の銀行にお願い致します。振込手数料は御社にてご負担ください。

三井住友銀行	三田通支店 当座預金	6682104	みずほ銀行	芝支店 当座預金	118744	三菱UFJ銀行	渋谷中央支店 当座預金	4147
--------	------------	---------	-------	----------	--------	---------	-------------	------

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9734

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	55,616 円
項目	事務費	充当額	50,054 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品		
備考	No. 282 55506+110〔振込手数料〕=55616		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10404	08-03-06	16:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,506	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		↓ 印紙税 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円 円			
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 0520352 カ) ヒロノ様		
	シ"ミソトウケンキ"タ"ソチヨウ様		
ご依頼人	電話番号 048-824-3297 取扱番号 060013		
	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

2-1

登録番号: T3030001007047

令和 8 年 3 月 4 日

下記の通りご請求申し上げます。

事務用品・文房具・OA用品・ゴム印

株式会社 広野

五

7338-0831

さいたま市桜区南元宿2-15-5

TEL 048-853-7121

FAX 048 - 855 - 6578

担当
作成

税込合計金額

¥ 55,506 -

稅後合計金額	:	¥ 50,460 -	消費稅額	:	¥ 5,046 -
--------	---	------------	------	---	-----------

課税対象 (10%)	¥ 50,460	税額	¥ 5,046
------------	----------	----	---------

【お振込先】

口座名: 株式会社 広野 力) ヒロノ
埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通預金 第520352
武蔵野銀行 県庁前支店 普通預金 第10615
県庁コード 00000027

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9747

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 7 日	支出額	1,320 円
項目	事務費	充当額	1,188 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品 1,325-買い物袋 5 円 = 1,320 円		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9747

(2/2)

<領収書修正印月本田>

2026年03月07日(土) 13:07

レ/No.:0004 買:99999999

厚紙封筒 (A4が入るサイズ ¥600外
(Ø100 × 6個)

段ボールシート (A4サイズ ¥200外
(Ø100 × 2個)

カラー封筒 (角形2号、フ ¥400外
(Ø100 × 4個)

小計 13点 ¥1,205

10%税抜対象額 ¥1,205

10%税額 ¥120

合算 ¥1,325

JCB GROUP ¥1,325

お釣り ¥0

登録番号 T7240001022681

クレジット売上票 (お客様控え用)

カード会社 102

JCB GROUP

会員番号 XXXXX NFC

有効期限

お取扱日 2026年03月07日

承認番号 0556843

伝票番号 26549

取引内容 売上 (オンライン)

支払区分 一括

取引金額 ¥1,325

端末番号 4971102441654

ATC 0005

カード管理番号 00

AID A0000000051010

APL名 JCB Credit

店:007980 レ/No.:14253

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9753

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 8 日	支出額	2,900 円
項目	事務費	充当額	2,320 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	Google AI Pro (2TB) (Google One) 利用料 3 月分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 クレジットカード利用のため。



カードご利用履歴:

スターウッド プリファード ゲスト
アメリカン・エクスプレス・カード

カード会員様名: DAI WATANABE 様

2026/2/21~2026/3/20

会員番号: XXX

ご利用日	ご利用内容		金額
2026/03/08	GOOGLE PLAY JAPAN		¥2,900

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9754

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 8 日	支出額	6,707 円
項目	事務費	充当額	6,036 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所用文房具購入		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9754

(2/2)

領収書

注文日 2026年3月8日 注文 # 250-5274313-8551014

お届け先

金子裕太県政事務所
鴻巣市大間
798-3
埼玉県 365-0054
日本

支払い方法

AmericanExpress ****

注文概要

商品の小計： ¥8,943

配送料・手数料： ¥0

注文合計： ¥8,943

割引： -¥2,236

ご請求額： ¥6,707

3月9日にお届け済み

ご注文商品を仕入の方に直接手渡しました。



【Amazon.co.jp限定】 エーワン ラベルシール 88007 プリント兼用 四辺余白付
A4 24面 100シート ー片サイズ 66mm×33.9mm FSCミックス認証紙使用
販売: Amazon.co.jp
商品の返品または交換: 2026年4月8日まで有効
¥2,981

トップへ戻る

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9755

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 8 日	支出額	220 円
項目	事務費	充当額	198 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務用品代として		
備考	宛名：栄寛美		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9755

(2/2)

領収証

様

No.99999992-1497-4155
2026年03月08日
[担当:99999992]

2026年03月08日(日)14:56
J/N:0005 番:99999992
P/EVAバーナ(A/C/D) ¥100外
ファミリーグース(ダブル) ¥100外
小計 ¥200
10%税抜対象額 ¥20
10%税額 ¥20
合計 ¥220
PayPay
お支払い
金額
110-0001004269

領収金額 ¥220-
(うち、消費税等 20円)
但し、として上記正に領収いたしました
売上ノリNo.:4155
(うち、クレジット等 220円を含む)
ダイソー 島忠春日部本店
050-1712-4201

＜全額山元正日米田＞
決済手段 PayPay
取引内容 売上
伝票番号 P20260308145639
承認番号 0EL12ZDF0005P20260308145639
ご利用金額 ¥220

店:003642 ノ:4155

政務活動費 領収書等貼付用紙

9775

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 9 日	支出額	59,400 円
項目	事務費	充当額	47,520 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	デスクチェア購入		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。 ⑤埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9775

(2/2)

領収書

注文日 2026年3月9日 | 注文 # 249-1841934-2676664

お届け先	支払い方法	注文概要
渡辺大	 AmericanExpress ****	商品の小計： ￥59,400
		配送料・手数料： ￥0
		注文合計： ￥59,400
		ご請求額： ￥59,400
日本		

3月22日にお届け



アーユルチェアー キャスタータイプ オクトパス(30006) 腰痛対策 姿勢
矯正 集中力 学習 疲れない 椎間板ヘルニア 脊柱管狭窄症 坐骨神経痛 前
傾 体幹 コンパクト ぎっくり腰 姿勢が良くなる 腰が痛くならない 坐骨
神経痛 骨盤矯正 骨盤サポート
販売: ayur chair by トレイン
¥59,400

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9776

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 9 日	支出額	22,000 円
項目	事務費	充当額	22,000 円
細目	事務費	按分率	
摘要	切手代として		
備考	松本義明 但し、切手代として（1100 円× 20 シート）		

領収書

様

[販売]

R 7・ハビグリ 1 1 0・切手

1,100円 20枚 ￥22,000

小計

￥22,000

課税計(10%) ￥0

(内消費税等(10%) ￥0)

非課税計 ￥22,000

合計

￥22,000

お預り金額

￥22,000



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町 2-3-1

登録番号 T1010001112577

取扱日時：2026年 3月 9日 14:51

発行No. 260309J9070 端N38箱02

連絡先：入間郵便局

TEL:0570-001-578